危機管理マニュアル

坂戸市商工会

[更新日] 令和3年9月

本マニュアルは災害時および感染症発生時に直ちに活用できるよう印刷の上、手元に保管

目次

基本方針・・・・・・・・・・・・・・	1
リスクの認識・・・・・・・・・	$\cdot \cdot $
指揮命令体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
災害への備え、・・・・・・・・	4
災害予報 大規模な風水害が予報され	れた場合の行動・・ 6
災害発生 発生時の行動・・・・	\cdots 7
災害発生後の動き・・・・・・・	· · · · / · · · / 9
感染症発生への対応チェックリスト	
関係機関 連絡先一覧・・・・・・	1 4
(参考) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\cdots 1

【別添】LINE WORKS、商工会災害システムのログイン操作

基本方針

- 1. 人命の保護を最優先に判断・行動する
- 2. 商工会機能の早期復旧を図り、会員支援にあたる

リスクの認識

地震

想定

・数年に一度

(過去の被害) 東日本大震災

(想定できる影響) 商工会館の破損・倒壊

- ・職員が出勤不可能となる。
- ・通常業務の停滞

台風等の豪雨災害

想定

・毎年

(過去の被害)

令和元年度台風19号

・勝呂地区から三芳野地区の越辺川の 氾濫による水没被害

(想定できる影響)

洪水予想区域等

・越辺川、高麗川の流域の水没被害

土砂災害予想区域等

・西坂戸、多和目地区の一部の土砂災 害

感染症

想定

・毎年 (新型インフルエンザ・コロナ感染症 など)

(想定できる影響)

- ・ライフライン、道路、情報通信などは基本 的に通常どおり利用できる。
- ・鉄道は計画運休や乗客数の制限などが想定できる。
- ・従業員や家族が感染し、出社できなくなる。
- ・情報は基本的に通常どおり利用できるが、 出社できない社員の業務引継等で仕事が停 滞する恐れがある。
- ・会員企業、取引先企業の事業停止等により 流通等が停止する。
- ・職員で感染が発生した場合、消毒などが済むまで事務所に立ち入れなくなる可能性がある。

ライフラインの分断

- ・電気、ガスなどの分断
- ・電車、バス等の交通インフラの減少・停止

災害時の指揮命令体制

災害対策本部

災害規模を考慮し、坂戸市商工会に本部を設置。

指揮命令体制

順位に従い本部長・現場責任者を配置。現場責任者の指揮のもと職員は行動をとる。

本部長

順位

- 1 会 長房野洋
- 2 副会長 関谷 登
- 3 副会長皆川清一

全体の統括 重要事項の判断

現場責任者

順位

- 1 事務局長 砂川 宏
- 2 経営指導員 高橋 浩之
- 3 記帳専任職員 林 順子

指揮命令 関係機関との連絡調整 本部長への被害状況報告 会員の被害状況確認

	職員	
順位 経営指導員 1阿部 愛斗 2室岡 聡	順位 補助員 1清水 拓也 2金森 暢一	記帳指導職員 千葉 佳子
災害確認担当 ・被害状況確認	商工会館担当 ・備品の確保、 補充	商工会館担当 ・備品の確保、 補充

災害への備え チェックリスト

災害の発生以降は災害対応の業務に追われ、既存業務や判断が後回しになることも想定されることから、「事前の備え」と「職員間で意識を合わせる(高める)こと」が重要となる。

リスク確認・対策 □ハザードマップの確認 (地震・洪水・土砂災害) □避難経路、避難所、緊急連絡先の確認 □消防設備の確認 □ 家具等の転倒防止対策 □ 非常用電源の確認 □業務の見える化、共有化 □ 損害保険・共済の確認 □ 年1回、本マニュアルにおける取り組 み内容の見直し

重要書類 商工会館 □ 公印・銀行印 □預金通帳・証書 □権利書・保険証書 □ 登記簿謄本(カード) □ 会員名簿 □ 定款・諸規程集 □ 職員人事情報 □申告書類 □労働保険関連書類 □ 融資関連書類 □記帳関連書類 □ 関連団体書類

データのバックアップクラウド □ 県連ファイルサーバーの活用 □ 民間バックアップサービスの活用 □ その他(・ 最低限、緊急時にデータを持ち出せる状態にしておく。

SP SP SP SP SP SP SP SP		備	品	
□ 簡易トイレ □ 担架 □ 消毒液	□ PC、 □ PC、 □ PC、 ○ PC、 ○ 下型 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	食料品 ※3 3 日 ※3 5 分 ※3 7 分 ※3 7 分 ※4 7 ・	救護用品 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 携帯電話充電器 □ 毛布 □ 長靴 感染症対策資材 □ マスク

訓練

安否報告訓練

- □ 実施(不定期)
 - ※年2回以上
 - ※LINE WORKS操作
 - ※参加:商工会、県連

被害報告訓練

- □ 実施(不定期)
 - ※年2回以上
 - ※商工会災害システム操作
 - ※参加:商工会、県連

災害予報 大規模な風水害リスクが予報された場合、次の行動をとる

商工会の安全防護	業務
商工会館 □ ハザードマップの確認 □ 出入口の防護(土嚢) □ 窓、雨戸の閉止(テープ養生)	前日の退社判断□ 公共交通機関・道路状況を考慮し、早めの退社命令を下す。
□ 電気設備の停止・移設 □ 非常用電源の確保 □ 保管している備蓄品の使用準備	当日の出社判断 □ 責任者が必要に応じて、出勤または自宅待機等を命じる。
公用車	事業の延期・中止判断
□公用車の移動	□ 直近の事業予定について、延期・中止の判断を下し、 関係者に連絡する。
その他	



職員はまず自らの身の安全を確保した上で、次の行動をとる

勤務時間外

自宅・外出中

災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する。

避難

□自宅等の安全が確保できな い場合は避難場所へ

安否の連絡

□職員内で安否の連絡をとる。

翌日以降の出社の判断

□安全に通勤できることを前 提として責任者に確認し、 出社

通勤・帰宅途中

災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する。

安否の連絡

□職員内で安否の連絡をとる。

出社の判断

□公共交通機関・道路状況、 大規模な火災が発生してい ないかなど、危険がないと 判断できる場合に出社

勤務中

会館内

災害発生 直後

□自らの身の安全を確保する。

救助

□協力して救助、応急手当

火の元確認

- □ガス、水道の元栓を閉鎖
- □パソコンをシャットダウン
- □設備コンセント外し (過電流を防ぐ)

火災の発生

- □消火器による初期消火
- □火が天井に届いている場合 は躊躇なく避難する。

避難

□備蓄品をもって避難場所へ

退社の判断

□責任者が帰宅判断を行う。

勤務中

出張・巡回中

災害発生/直後

□自らの身の安全を確保する。

公用車

- □左側に停車、エンジン停止
- □車から離れる場合はキーを つけたままロックしない。

安否の連絡

□職員内で安否の連絡をとる。

帰社の判断

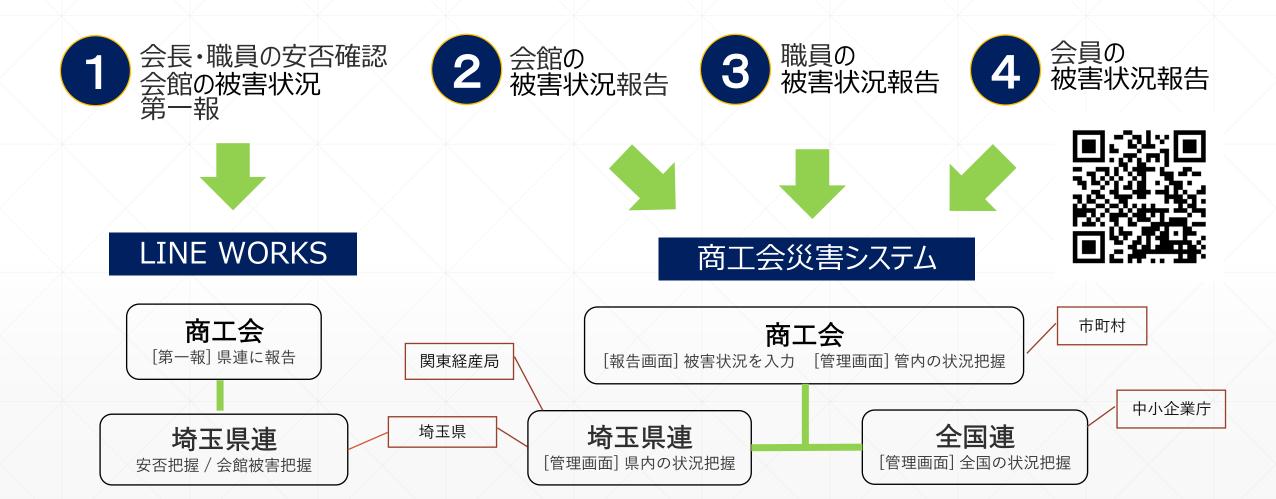
□公共交通機関・道路状況、 大規模な火災が発生してい ないかなど、危険がないと 判断できる場合に命じる。

商工会館の状況確認

- □近隣に居住する職員など、予め担当者を決めておく。
- □床抜け、天井落ち等のチェック、立入禁止場所を特定する。 (人が近づけない措置を講じる)



直ちに安否確認①を行い、被害状況②③④を順次報告する



災害発生直後の動き

安否確認、商工会館の状態確認 □会長、職員等の安否を確認する。 □商工会館について、安全に十分配慮した上で目視で被害の状態を確認する。 (近隣に居住する職員など、予め担当者を決めておく) □上記について、LINEWORKSにより県連に第一報報告。あわせて商工会災害システムに入力	被害把握、報告 □ 災害の一般情報・周辺の被害状況を確認する。 □ 管内の状況を各地区役員等を通じて収集する。 □ 商工会災害システムに集約する。 行政・関係機関との連絡調整 □ 緊急連絡先(インフラ等)必要に応じて連絡する。 □ 集約した情報を共有、情報提供を依頼する。
商工会館の応急対応□ 立入禁止場所を特定する。可能であればブルーシートで覆う、コーンを立てる、ロープを張るなど、人が近づけない措置を講じる。□ 事務所使用可否の判断	事業継続のための調整 □ 商工会事務所の再稼働判断、代替場所の確保をする。 □ 緊急連絡先(インフラ等)必要に応じて連絡する。
災害対策本部の設置□ 安全確保の上で本部メンバーを招集□ リモート会議も事前に検討しておく□ 勤務可能な職員の把握、勤務者の選定	災害システムへの入力依頼等のアナウンスは、被害状況 等に応じて県連からココミルネットまたはLINEWORKS により依頼することもあるが、インフラの遮断等で連絡 ができない場合も想定される。 その場合は、各商工会で判断し入力を実施する。

災害発生後から復旧に向けて商工会が行う対応事項

被害把握、報告

- □ 管内会員企業の被害の全体像の把握(発生後7日以内) (被害状況イメージ)
 - ・大規模な被害がある。
 - →管内1%以上の事業所で「床上浸水」、 「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 もしくは連絡が取れない、確認が取れない。
 - ・被害がある。
 - →管内1%未満の事業所で「床上浸水」、 「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 もしくは連絡が取れない、確認が取れない。
 - ・ほぼ被害がない。
 - →目立った報告の被害がない。
- □ 商工会災害システムに継続して入力を実施

行政・関係機関との連携

- □ 集約した情報を共有、情報提供を依頼 (以下の頻度で被害状況の共有実施)
 - ・発災後~1週間 → 1日に2回
 - ・1週間~1ヶ月 → 1日に1回 ※以降は被害状況により判断
- □ 被害状況や被害規模に応じた支援方針の決定

地域内の対応

- □ 瓦礫処理等への協力
- □ 地域内物資提供等への協力

特別相談窓口の設置

- □ 労務 (雇用)
- □ 金融
- □経営支援施策
- *会館が使用不可の場合、市町村と開設方法について協議

情報の提供

- □ 相談窓口、ホームページ・SNSなどによる情報提供
- □ 支援施策(災害対策支援補助金等)
- □人的・物的支援

保険申請や補助金等を利用することが想定されるため、「被害状況の記録(撮影)」を行うよう事業者に勧める。

感染症発生への対応チェックリスト

主に新型コロナウイルス感染症を想定

感染症発生に備えた準備

商工会館

- □ マスク・消毒液・体温計など資材の 準備と備蓄
- □ 不燃性透明シートやアクリル板の準 備と設置
- □事務所内換気の増大
- □ トイレ・休憩室・更衣室等の衛生管 理の徹底

職員

- □ 感染防止の3つの基本の徹底
 - ①身体的距離の確保
 - ②マスク着用 ③手洗い
- □ 感染症に関する情報を収集し、理解 を深める。

業務継続に必要な体制の確認

- □ 時差出勤、在宅勤務、交代勤務の 検討 (環境整備)
- □ 業務継続に必要となるWEB会議システム・設備や施設の整備等の確認
- □ 業務のありかたの見直し (非常時に行うべき業務の精査)
- □連絡体制の確認
- □ 商工会館が使用不可の場合を想定 し、市町村行政と事前協議

非常時の指揮命令体制

- □ 会長を本部長とし、事務局長を現場 責任者とする。その他、災害時の 指揮命令体制の順位に準じる。
- □ 意思決定を行う者が感染した場合の 指示方法の確認 (決裁手続き、業務指示の確認)
- □ 職員感染、自宅待機等の際の確実な 業務引き継ぎ

感染症発生時・拡大時の対応

職員・事務所内

- □ 密閉、密集、密接などの密状態を防止するため、事務所レイア ウトの変更等を行う。
- □ 出勤前の体温確認の実施、体調不良時の出勤禁止の徹底
- □マスク着用による飛沫発散の防止
- □ 来会者に手指消毒、検温、マスク着用の協力依頼
- □ 来会者記録(訪問記録)をとる。
- □来会者にポスターなどで取り組みへの協力と注意喚起を行う。
- □ 応対後には机、イス等の消毒を徹底
- □ 職場内での接触者(発症前2日からの会議同席者、ランチや 会食などを共にした者など)を把握できるよう準備指示
- □ 職員に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の 導入を促す。
- □ 埼玉県LINEコロナお知らせシステムを利用する。

商工会事業・業務

- □ 当面する事業について実施可否の判断、関係者への連絡 (感染拡大時には不要不急の事業は実施を控える)
- □ 職員の時差出勤、在宅勤務、交代勤務の実施
- □出張の自粛指示
- □ 会議・研修の開催方法を検討 (座席配置、人数制限、WEB会議システムの利用等)

公用車

- □マスク着用による飛沫発散の防止
- □ 定期的な換気
- □使用後の消毒

新型コロナ感染症を想定して記載するが、SARSや新型インフルエンザなど感染症(感染力や重症化傾向)により対応が異なるため、一律的な対応とせず、情報収集の上で判断する。

職員に感染の疑いが生じた場合

- □ 体調不良を認める場合は、必ず上司 に連絡・相談。出勤させない(しない)
- □ 次の様な症状がある場合は、 「埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター」 (24時間受付)に問い合わせをさせる。

☎0570-783-770

- ・息苦しさ (呼吸困難)
- ・強いだるさ(倦怠感)
- ・高熱等の強い症状 のいずれかがある場合
- □ 職員が濃厚接触者と判断された場合は、出勤不可14日間とし、事務所管轄の保健所の指示に従い感染防止の措置を講じる。

感染と判断された場合

- □ 感染者、家族感染の濃厚接触者など に対しては、プライバシーを確保し、 かつ差別が行われないようにする。
- □ 宿泊施設もしくは自宅での療養が選択できる場合は、(家族への感染リスク回避のため)宿泊施設を検討するよう助言する。
- □ 保健所および医療機関との連携を図り、 関係各所へ連絡
- □ 保健所の指示に従い職場の消毒を実施
- □ 感染者の執務エリアもしくは事務所の 一部閉鎖などの検討
- □ 会館が使用不可の場合、事業者の相談 に対応する代替場所を手配
- □商工会業務の復旧に向けた準備

職場復帰

- □ 主治医等のアドバイスに従い、体調 を確認しながら職場へ復帰させる。
- □ 職場復帰は以下、両方の目安の条件 を満たすこと

(目安1)

発症後に少なくとも10日が経過している。

(目安2)

薬剤(解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤)を服用していない状態で、解熱後および症状(咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など)消失後に少なくとも72時間が経過している。

□ 復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、 感染症予防対策を徹底し、体調不良 を認める場合は出勤させない。

関係機関 連絡先一覧 1

行政

□ 坂戸市 商工労政課(商工担当) ☎049-283-1445 防災安全課(防災担当) ☎049-283-1489

警察

□ 西入間警察署 ☎049-284-0110

消防

□ 坂戸・鶴ヶ島消防組合 ☎049-282-0119

損害保険関係

□ 埼玉県火災共済協同組合 ☎048-641-9203

金融機関

- □ 日本政策金融公庫川越支店 ☎049-246-4171
- □ 埼玉りそな銀行坂戸支店 ☎049-283-2121
- □ 武蔵野銀行坂戸支店 ☎049-283-3131
- □ 東和銀行坂戸支店 ☎049-282-2320
- □ 埼玉縣信用金庫坂戸支店 ☎049-284-2261
- □ 飯能信用金北坂戸支店 ☎049-289-8440

税務 - 労務関係

- □ 川越税務署 ☎049-235-9411
- □ ハローワーク川越 ☎049-242-0197
- □ 川越労働基準監督署 ☎049-242-0893

商工団体

- □ 全国商工会連合会 ☎03-6268-0088
- □ 埼玉県商工会連合会 ☎048-641-3617

近隣商工団体

- □ 鶴ヶ島市商工会 ☎049-287-1255
- □ 日高市商工会 **☎**042-985-2311
- □ 毛呂山町商工会 ☎049-294-1545
- □ 越生町商工会 ☎049-292-2021

関係機関連絡先一覧 2

ライフライン □ 電気・ガス 坂戸ガス(株) **33**049-284-9000 口 水道 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 **23**049-283-2051 □ 通信 N T T 東日本埼玉西支店 **33**0120-444-113 □ 鉄道 東武東上線坂戸駅 **23**049-281-0033 □ バス 東武東上線坂戸駅 **3**049-281-0033 □ タクシー (有)坂戸タクシー **73**049-281-0023 □ タクシー スマイルタクシー **73**049-282-0088 □ タクシー (有)三芳野タクシー **23**049-283-3440 □ タクシー (株)千代田交通 **23**049-281-6393 □ 道路 飯能県土整備事務所 **5**3042-973-2281

近隣の避難所	
□ 坂戸市文化会館	
25 049-282-1100	
口 坂戸小学校	
5 049-281-0039	
□ 県立坂戸ろう学園	
☎ 049−281−0174	

新型コロナウイルス感染症関連
□ 県民サポートセンター
25 0570-783-770
□帰国者・接触者相談センター
25 048-762-8026
□ 坂戸保健所
25 049-283-7815
医療機関
□ 病院 坂戸中央病院
25 049-283-0019
宿泊施設
□ ホテル 坂戸グランドホテル(株)
☎ 049−281−4122

LINEWORKS(安否確認等第一報)の運用イメージ

災害発生



洪水



地震

被害確認・情報収集

- ・会長・職員の安否確認は、あらかじめ決めておいた方法で行う。
- ・会館については、近隣に居住する職員など予め担当者を決めておき、安全に十分 配慮した上で被害状況を把握し、管理者に報告する。
- ・指定された期日までに、県連担当者から発信されたLINEWORKSのアンケート連絡に回答する。

《 LINEWORKSについて 》

- ・通常のLINEと違い、インストールせずともブラウザ等での複数ログインが可能です。ID・PWを管理者と担当者で共有し、災害時に備えます。
- ・ただし、プッシュ通知が届かないなどが想定できますので、アプリを使用できない場合は、災害時にログインして通知がないか確認する。

災害報告システム(被害状況報告)の運用イメージ

災害発生





情報共有/支援

被害確認・情報収集

《会員被害状況の情報の収集》

- ・職員毎のヒアリング先を決定
- ・会員事業所を訪問(または電話等によるアポイント)
- ・被害状況ヒアリング
 - → (1) タブレット等を用いて現地でシステムへ入力・ 画像の記録
 - (2) ①参考様式:巡回用会員災害状況報告シート (wordファイル)を使ってヒアリング・カメ ラによる記録
 - ②事務所に戻ってPCでシステムに入力
- ・担当とした先以外でも災害被害の相談に対応した会員情報など入力する。
- ・管理者においてステータスを確定(重複などの確認) /職員間で情報の共有